

静岡市資金管理方針

1 目的

この管理方針は、静岡市の管理に属する資金について、その安全性及び流動性を確保したうえで、効率的な運用及び管理を行うため、その基本方針について必要な事項を定めるものとする。

2 運用の対象資金

資金の運用範囲は、歳計現金、歳入歳出外現金及び基金に属する現金とする。

3 資金管理の基本原則

資金管理に当たっては、元本の安全性及び流動性を確保したうえで、効率的運用を図る。

(1) 安全性の確保

元本の安全性を確保するため、安全性の高い金融商品により保管・運用するとともに、預金については金融機関の経営内容を十分に把握する。

(2) 流動性の確保

支払準備資金については、資金不足を生じないように常に留意する。また、緊急な資金需要に備え、資金の流動性（換金性）を持たせた運用に努める。

(3) 効率性の発揮

安全性と流動性を確保したうえで、最も有利かつ効率的な資金運用に努める。

4 管理運用方法

(1) 管理運用の原則

金融商品の管理運用については、当該の金融商品を満期又は期限まで持ちきることを原則とする。ただし、次に掲げる場合には、運用中の解約または債券の売却を行うことができる。

ア 資金の安全性を確保するために必要な場合

イ 流動性を確保するために必要な場合

ウ 安全性を確保しつつ、効率性を向上させるため金融商品の入替えを行う場合

(2) 歳計現金及び歳入歳出外現金の運用対象の金融商品

当座預金、別段預金、普通預金（決済用預金を含む）、通知預金、定期預金、外貨定期預金（為替予約付）及び譲渡性預金とする。

(3) 基金の運用方法及び運用対象の金融商品

基金に属する現金は、一括運用できることとし、普通預金、定期預金、譲渡性預金のほか、国債、政府保証債、地方債、地方公共団体金融機構債、財投機関債等の債券とする。

(4) 預金運用

ア 歳計現金等の支払準備金については、指定金融機関の普通預金に保管するとし、1ヵ月未満の運用については原則指定金融機関との相対とする。ただし、資金状況に余裕がある場合は5(1)に定める基準に従い、定期預金により運用を行う。

イ (2)に定める預金については、5(1)に定める基準に該当する金融機関のものとする。

(5) 債券運用

ア 債券運用は、運用金額、運用期間、運用商品、その他発行元の格付けにより決定する。

購入先は、原則として入札方式で決定する。ただし、入札により難しい場合は、相対方式で決定することができる。

イ 運用に当たっては、将来の資金需要を勘案し、預金に係るペイオフリスクをできる限り縮小するため、可能な限り購入する。

ウ 運用期間

運用期間は最長20年までとする。

エ (3)に定める債券については、5(2)に定める基準に該当する証券会社からの購入とする。

5 預託先金融機関

(1) 預金

預金に係る運用の対象金融機関は、市税等の収納業務を取り扱う指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関とする。預金については、本市の選定結果が地域の風評となり、不要な信用不安を起す可能性も否定できないこと等を考慮するとともに、対象金融機関の経営評価を行い、より公正かつ客観的な選定を行うため、基本指標及び補助指標に関する評価基準を設けるものとする。

ア 金融機関の評価項目は、基本指標として健全性を重視する。財務内容は、次の2項目を対象とする。

(ア)「自己資本比率」

経営の安全性を確認するため、国際基準適用行及び国内基準適用行それぞれの比率で評価する。

(イ)「格付け」又は「総資産に対する不良債権比率」

金融機関の安全性を確認するため、格付けのある金融機関については格付機関の格付けを評価し、格付けのない金融機関については総資産に対する不良債権比率で評価する。

イ 補助指標は、預金量及び株価の2項目を採用する。預金量についてはその推移を、株価についてはその日常的变化を監視する。補助指標については、数値化しないが判断材料とする。

ウ 引合による預金（預入期間1ヵ月以上）

基本指標を各金融機関に対し総合的に数値化する。数値化した総合点を4段階評価し、資金計画に基づき、引合による預金等運用基準表（下表）に適用する。

（引合による預金等運用基準表）

評価点数	基準
100点	3ヵ月以内（基金に限り6ヵ月以内）
90点	20億円以下かつ3ヵ月以内（基金に限り6ヵ月以内）
80点	10億円以下かつ2ヵ月以内
70点以下	新規預け入れ停止

※ただし、評価点数が90点以下の金融機関については、累積預金額は借入額を限度とする。

エ 普通預金については、指定金融機関との相対とする。1ヵ月未満の短期の運用については原則指定金融機関との相対とするが、資金状況に余裕がある場合は評価点数100点の金融機関による預金引合を可とする。預金額の制限は設けない。

オ 預け入れた後に、基準を逸脱する指標が表れた場合は、情報収集に努め、その状況に応じ速やかに、預入金融機関からの聞き取り調査、中途解約等の措置を講ずる。

(2) 債券

次の条件により判断する。

- ・自己資本規制比率が120%以上
- ・本市の市債引受シンジケート団に属していること
- ・本市の指定金融機関

6 管理体制

(1) 基本的遵守事項

公金の管理及び運用に携わる会計管理者及び職員は、その在任期間中において次に掲げる事項を遵守しなければならない。

ア 職務上実行する行為に対しては、私人としての行為にあっても、利益相反行為を行わないこと。

イ 日常的な管理業務に当たっては、金融機関が自ら開示する情報の整理又は新聞、放送等の第三者情報の把握等について常に注意を怠らないよう努めること。

(2) 体制の整備

資金管理の遂行に当たっては、会計管理者及び職員は、金融機関の経営状況及び運用商品の安全性に係る情報確保に努めるとともに、別に定める「静岡市における金融機関の破綻時等の対応について」により、公金保護の対応をとるものとする。債券の入替を行う場合は、財政課又は基金所管課と協議を行い会計管理者が行うものとする。また、債券の入替を行った場合は、資金管理協議会にて報告をしなければならない。

7 運用結果の公表

資金の運用状況については、毎年度その運用結果をとりまとめのうえ、ホームページ等により公表するものとする。

附 則

この基準は、令和5年7月7日から施行する。なお、別途定めている債券運用基準及び金融機関の選定に関する基準については本方針に包括し、廃止とする。